

## 鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について

### 1 規則の改正理由

鳥取県青少年健全育成条例の一部が改正され、ゲーム機等の販売事業者に説明義務が課されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

### 2 規則案の概要

- (1) ゲーム機等インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者（以下「販売事業者」という。）が、機器の購入者に対し説明すべき事項は、次のとおりとする。
  - ア 青少年がインターネットを不適切に利用することにより事件に巻き込まれ、又は刑罰法令に触れるおそれがあること。
  - イ 保護者が青少年のインターネットの利用に対しペアレンタルコントロールを適切に行う必要があること。
  - ウ 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアが組み込まれた機器にあつては、その機能及び利用方法
  - エ インターネットを利用して情報を閲覧し、又は視聴すること等の機能を制限するためのプログラムが組み込まれた機器にあつては、その範囲及び制限方法
  - オ 新しいソフトウェアを組み込むことができる機器にあつては、インターネットの利用を制限することができるソフトウェアに関する情報
- (2) 販売事業者が機器の購入者に対し説明を要しない場合は、インターネットを利用して閲覧し、又は視聴することができる情報の種類が有害情報を含まないものに限定されている機器の場合とする。
- (3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結等に当たって説明すべき事項に、(1)イに掲げる事項、有害情報フィルタリングソフトウェアの利用方法及び無線LANを使ってインターネットに接続する場合の有害情報フィルタリングソフトウェアの機能を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成26年10月1日とする。